

2

避難の
タイミング

どんな時に屋内退避・ 避難が必要となるの?

指示の区分

原子力発電所で事故が発生した場合には、「①放射性物質が放出されているか」「②原子力発電所の状況がどうなっているか」「③放射線の測定(モニタリング)結果に異常があるか」に基づき、屋内退避や避難などの必要な防護措置を判断し、指示します。具体的には、全面緊急事態になり、原子力緊急事態宣言が出されたら、UPZ圏内全域に屋内退避を指示し、その後、モニタリング結果等から防護措置を判断します。

▼必要な防護措置の判断基準

放射性物質の放出状況	原子力発電所の状況	区分(EAL ^{*1})	住民の皆さんの対応
	異常事象の発生、またはそのおそれがある時 (例 大地震(立地県で震度6以上))	警戒事態(EAL1)	特別な対応は必要ありませんが、県・市からの情報に注意してください。
	放射線による影響が起きる可能性がある時(例 全交流電源喪失)	施設敷地緊急事態(EAL2)	屋内退避等の準備をお願いします。
放出あり	放射線による影響が起きる可能性が高い時(例 冷却機能喪失)	全面緊急事態(EAL3)	屋内退避等を実施してください。
	空間放射線量率の測定結果(OIL ^{*2})	住民の皆さんの対応	
	0.5マイクロシーベルト／時間(OIL6)	飲食物を検査する区域を決定します。検査結果に基づき摂取制限を行います。	
	20マイクロシーベルト／時間(OIL2)	1週間程度内に一時移転(避難)を実施してください。	
	500マイクロシーベルト／時間(OIL1)	数時間内に避難や屋内退避等を実施してください。	

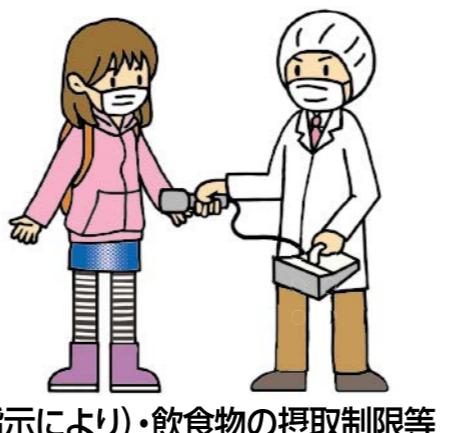
※放射性物質の放出がなくても、状況によっては避難指示等を発出する場合があります

(※1) EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル。避難や屋内退避等の防護措置を原子力施設の状況に応じて実施するために、事前に定めた判断基準

(※2) OIL (Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル。避難や屋内退避等の防護措置の実施を判断するための放射線モニタリングなどの計測値の基準

■県や市が住民の皆さんへお伝えする主な内容

- ①島根原子力発電所の状況
今後の見込み
- ②放射性物質の放出の有無
- ③周辺への影響
モニタリング結果
- ④住民の方にとつていただく行動
屋内退避・避難準備・避難・一時移転・安定ヨウ素剤の服用(服用の指示により)・飲食物の摂取制限等



屋内退避の指示が出たら…

屋内に退避することは、屋根や壁などで放射線を遮ることになるので、外部被ばくを低減させる効果があります(遮へい効果)。屋内の気密性を高めることで内部被ばくを防ぐこともできます。



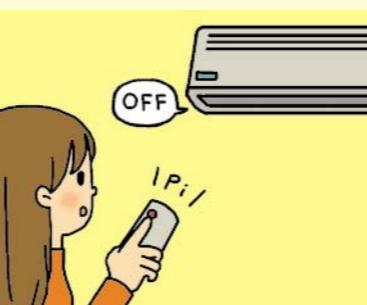
①住宅などの屋内に入りましょう

屋外にいる人は、自宅や近くの建物の中に入りましょう。



②原則として外出は控えましょう

無用な被ばくを避けるため、県や市からの指示があるまでは外出は控えましょう。



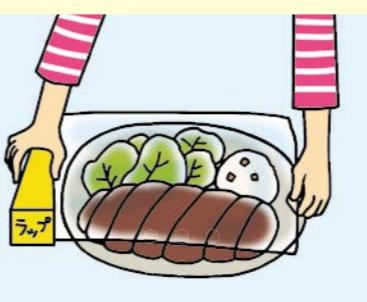
③ドアや窓を閉めエアコン等を止めましょう

放射性物質の侵入を防ぐため、ドアや窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めましょう。



④着替えて、手洗い・うがい等をしましょう

放射性物質の放出後に屋外から帰った場合は、放射性物質を洗い流しましょう。着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区別しておきましょう。



⑤食品にはラップやフタをしましょう

放射性物質による汚染を防ぐため、食品にはフタやラップをし、また、飲料水を確保するため、ペットボトル等に水を入れ、密閉しておきましょう。



⑥正確な情報を確認しましょう

テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示などに注意しましょう。

屋内に退避することで被ばくが低減されます。



※一般的に、木造の建物より、コンクリートの建物のほうが遮へい効果が高くなります。

